

「第2次府中町スポーツ推進計画」の策定について（案）

1 計画策定の趣旨

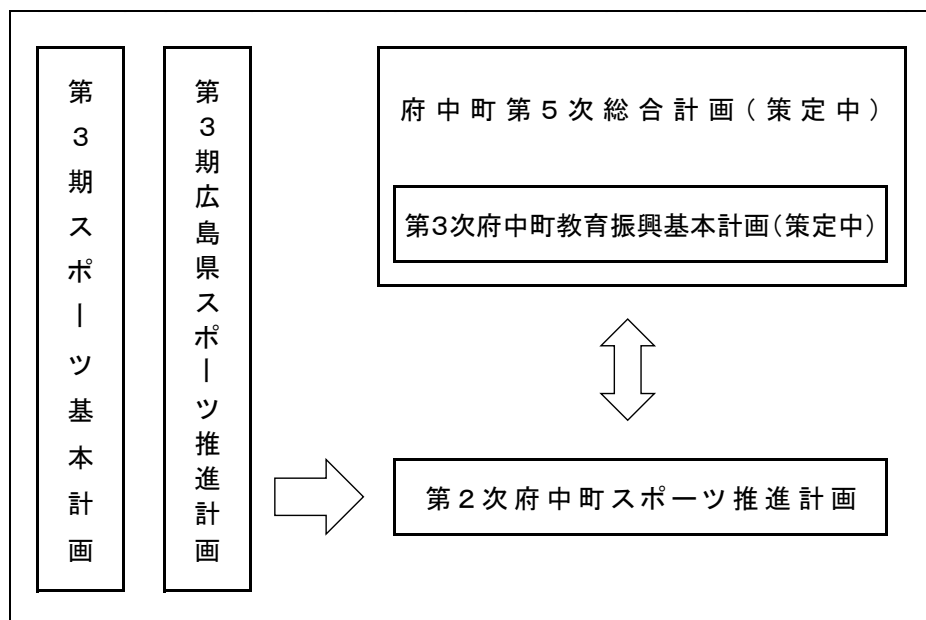
市町村の教育委員会は、スポーツ基本法第10条の規定に基づき、国の「スポーツ基本計画」を参酌して、その地方の実情に即したスポーツの推進に関する計画を定めるよう努めるものとされています。

教育委員会では、令和3年度を始期とした「府中町スポーツ推進計画」を策定し、スポーツを「する」「みる」「ささえる」ことを楽しむ取組を進めているところですが、令和7年度に終期を迎えるため、次期計画となる「第2次府中町スポーツ推進計画」を策定するものです。

2 計画の位置付け

本計画の策定にあたっては、町における最上位計画であり、現在策定中の「府中町第5次総合計画」（計画期間：令和8年度～令和17年度）との整合を図るとともに、令和4年3月に国が策定した「第3期スポーツ基本計画」（計画期間：令和4年度～令和8年度）を参酌するものとします。

また、「第3期広島県スポーツ推進計画」（計画期間：令和6年度～令和10年度）を踏まえるとともに、「府中町第5次総合計画」の教育関連分野である「第3次府中町教育振興基本計画」を反映した計画とします。

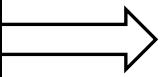


3 計画期間

令和8年度から令和12年度までの5年間とします。

4 計画策定のスケジュール

概ね次のとおりです。

区 分	令和7年度			
	～6月	～9月	～12月	～3月
計 画 策 定				
教育委員会会議	●	●		●
総務文教委員会			●	
パブリックコメント			●	
幹 部 会 議	●		●	